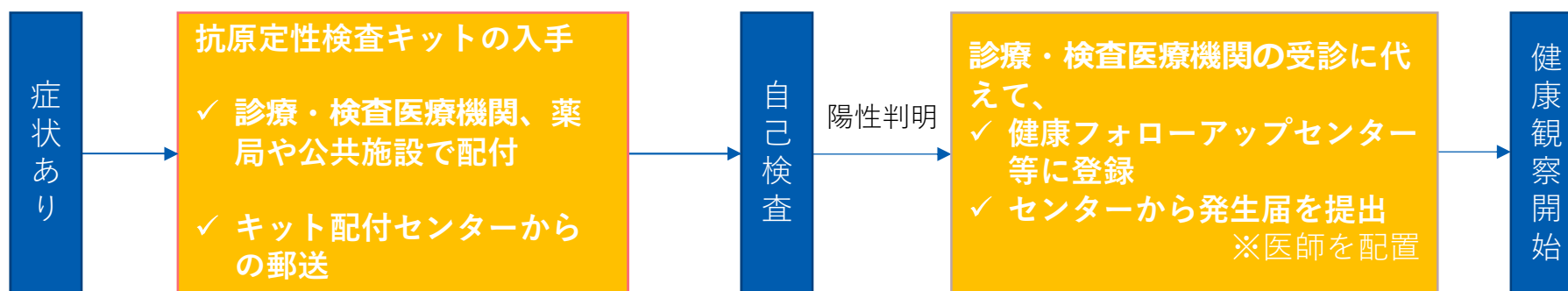


- 新型コロナウイルス感染症について、症状が軽く、重症化リスクが低いと考えられる有症状者等に対して、**診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）、薬局や公共施設等での配布や、キット配布センターからの郵送等により、抗原定性検査キットを配布。**
- 自ら検査した結果を「健康フォローアップセンター」（※）等に連絡することで、**診療・検査医療機関を受診することに代えて、迅速に健康観察を受ける体制の整備**を図る（外来医療のひっ迫の回避に寄与）。
  - ⇒ **診療・検査医療機関を経ずに療養を開始する体制**においては**健康フォローアップセンター等の開設が極めて重要**。その内容も地域の実情に応じた適切なものとする必要。先行して実施している自治体の好事例を周知するとともに、**全都道府県における実施に向けて、取組を強く促していく。**

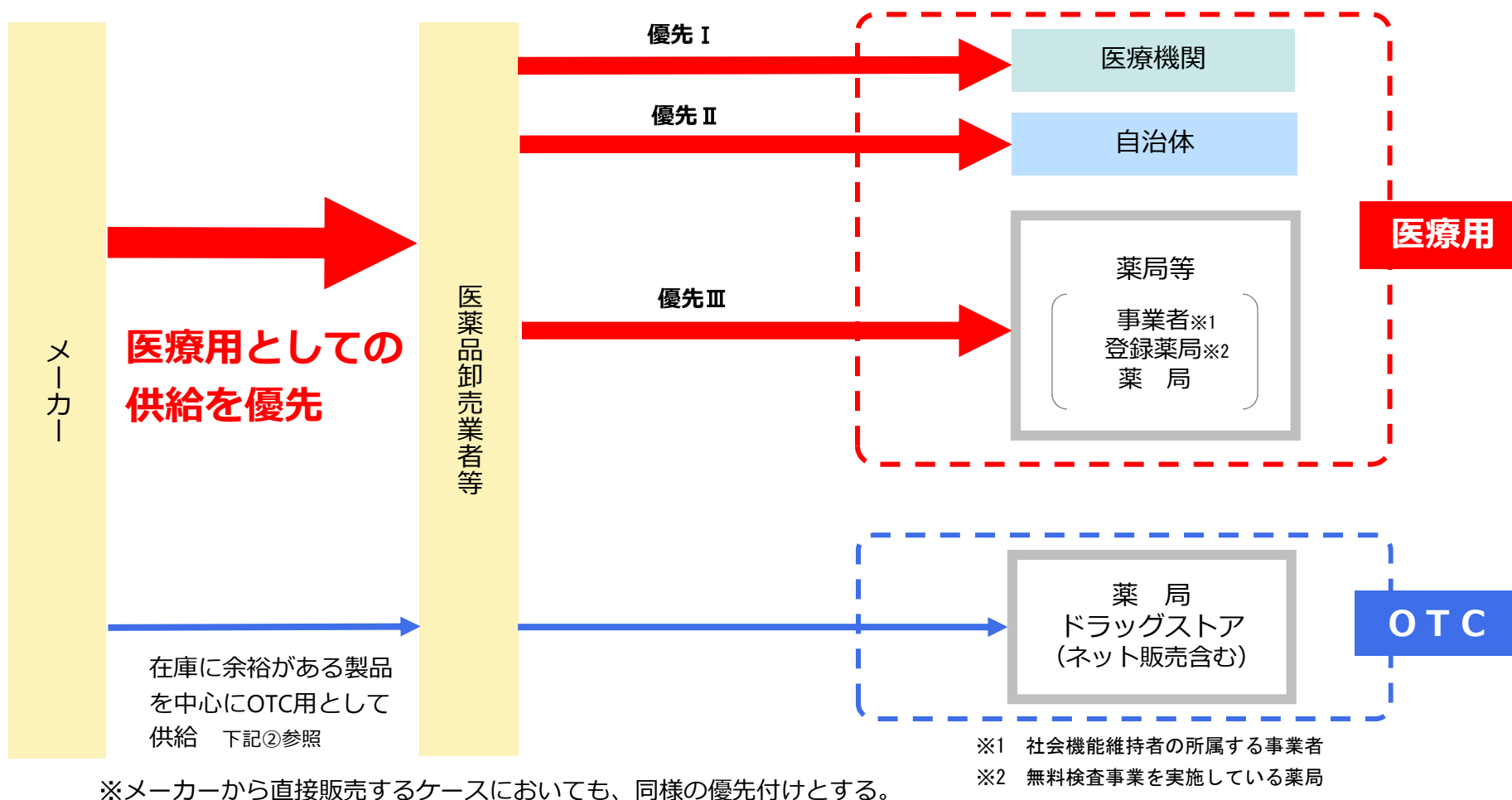
（※）自治体が設置する医師が配置される相談窓口であって、当該医師が発生届を提出。

## <健康観察開始までの流れ>



※事前に購入していたキットを活用することも当然可能

# 抗原定性検査キットOTC化に伴う供給の優先付けについて



※メーカーから直接販売するケースにおいても、同様の優先付けとする。

## <OTC化に伴う対応について>

- ① OTC化による需要の増大に対応するため、メーカーに増産要請を行うとともに、検査の優先付けに沿った供給を行う。
- ② メーカーにおいては、医療用医薬品としての供給を優先させた上で、在庫に余裕のある製品を中心に、OTC用として供給を行う。（なお、メーカーは医療用医薬品の安定供給に努めることが大前提）
- ③ 医薬品卸売業者等においては、医療用医薬品について（1）医療機関、（2）自治体、（3）薬局等の優先順位で供給する。

また、医薬品卸売業者等による販売実態の把握を進め、在庫量等の推移をモニタリングする。